

●香川県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年9月18日から同年10月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上字五味尾136番3 地先から 高松市塩江町安原上字五味尾149番1 地先まで	11.5~25.0	313	平成18年香川県告示 第467号で変更した 区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年9月18日